

戦後改革における宗教教育と信教の自由(一)

鈴木美南子

目次

序 敗戦までの公教育と宗教の関係

第一章 初期占領宗教政策と教育

一 「信教の自由」と私学の宗教教育の自由化

二 「神道指令」と「政教分離」

第二章 宗教教育をめぐる新旧理念の併存

一 国民道義の昂揚と宗教教化への期待

序 敗戦までの公教育と宗教の関係

近代日本における公教育と宗教の関係は、極めて単純化して捉えれば、戦前と戦後で明確な対照を示しているといえる。戦前において制度上の建て前としては、公教育から一切の宗教教育は排除され、従って宗教教育を行う学校は公教育の範疇から除外された。その方針が法令上明確にされたのが、一八九九年（明治三十二）八月三日「私立学校令」とともに公布された、文部省訓令第十二号「一般ノ教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件」であった。それは「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ」と述べていた。これによって国立学校と同様の資格をもつ私立学校も、「一般ノ教育」即ち公教育として、その徹底した世俗化が確立され、終戦まで「文部省の鉄則」として固持されたのである。公教育の世俗化は、国民の宗教的自由を重視する世界史の流れに沿っているかに見えるが、ここに確立されたのは私立学校も含む公教育全体の世俗化であった。言いかえれば私学も含めて、宗教教育をするかしないかが、公教育であるか否かの重要な基準でもあったといえる。

しかし戦前の日本の公教育が果して正しく非宗教的であったかという事実はそうでなかった。社会一般に天皇制的臣民教育理念が要求されたが、特に宗派教育を排除した公教育において、国家神道体系のもとに教育勅語を聖典とする国家宗教的訓育が施された。それ故に天皇制的臣民教育を第一義的に許容する学校だけが、国家の求める正しく「公共的」な学校、公教育として認定されて一定の資格を賦与され、それをしない私立学校は、仮に学科課程について公学と同等以上の内容を整えていても、私的な各種学校とならざるをえなかったのである。つまり公教育には国家公認の正統的な宗教教育が中心に位置づけられており、天皇制的な臣民教育理念に集束しない異端的な宗教教育は、国民的統合を妨げるものとして、公教育と認定するわけにいかなかったのである。むしろ国家神道は宗教ではないと

いう建て前において、公教育からの「宗教」の排除と、それに代わる臣民的「道德」教育の強調は、それなりに論理的一貫性をもつものであったが、事實は神社神道を多分にイデオロギー的な国家至上的な宗教体系に組織化し、それを国民教化の柱として公教育の中心に据えていたことは明らかである。「神社が制度上は宗教から除外されていながら、しかも事実上国教としての特権を享受しており、その結果神社神道の内容は大ぴらに学校教育の中に滲透し得る状態であった……従って教育を宗教から絶縁するとともに……神社神道を教育と結合することを奨励した。」⁽¹⁾このように国教の存在が、私学にすら宗教教育を許さない公教育原則の本源の理由であった。言いかえれば敗戦までの日本の公教育は戦後とは正反対に、公立学校で宗教教育が強制され、逆に私立学校で当然許されるべき独自の宗教教育が禁止されていたのである。

この「文部省の鉄則」も時代の変化と市民的要請の中で多少の修正を余儀なくされ、臣民教育理念と一定の教科内容を受入れることを前提に、宗教教育を行う私立学校にも準公教育の資格を与える指定校制度などがとられた。また公教育から完全に宗教教育を除外することへの批判から、一九三五年（昭和十）には公教育一般において、特定宗教のためでなく宗教一般に通ずる「宗教的情操」の涵養を求める通牒が出された。⁽²⁾しかしこれは宗派教育を「絶対ニ……許サザル」ものであったから、「訓令十二号」の緩和により、私立学校における宗教教育の自由を認める方向へ進むのではなく、逆に公教育全体の国家的宗教教育を、ますます強化する役割を果たすことになった。この点について田中耕太郎は次のような説明をしている。

満州事変が勃発し、社会が急激に国家主義的方向にはしり、その意味での精神主義と道義の昂揚の必要が感じられはじめた。とくにマルクス主義、唯物史観等を克服する必要が感じられた。かような必要から文部省はにわかに学校における「宗教的情操の涵養」の指令を発した……。これは前掲明治三十二年の訓令を弁明し、それが「当該学校において特定の教派宗派教会等の教義を教えまたは儀式を行うことを禁止する趣旨であり、宗教的情操を涵養し以て人格の陶冶に資するは固より之を妨ぐるものに非

ず」といい、宗教的情操教育の学校教育上における意義を力説し、これに関し留意すべき事項を指摘している。この指令は形式上は undenominational の宗教教育を奨励し、とくにキリスト教のごとき外来宗教にも理解を示したものが否かは、当時の熾烈な民族主義的風潮を考え合すときに疑いなきを得ない。あるいは宗教的情操自体が神社神道的のものと想像し得られないことはないのである。⁽³⁾

いくぶん婉曲な表現ではあるが、ここで田中は右の次官通牒がマルクス主義的唯物思想の勢力に対抗し、国家主義的
神道教育の強化をはかる目的で出されたことを示唆している。本稿でこの時期の問題を充分に扱う余裕はないが、⁽⁴⁾
同通牒は「宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ」といつつ同時に、「但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心
トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラ
ズ」としており、公教育では依然として教育勅語による訓育が中心におかれ、「宗教的情操ノ涵養」とは、はじめか
ら天皇制臣民教育に従属・奉仕する宗教教育であることを表明している。しかも「一宗一派ニ偏セザル」宗教的情操
教育とはいかなるものか、その内実は不明確にされたまま、結局のところ、国家や民族意識の高揚に収斂する敬神崇
祖や、没我献身、報恩感謝などの「宗教的情操」が強調されたのであった。岸本英夫もその歴史的意義について次の
ように証言している。「昭和に入っては、唯物思想の氾濫に対抗する意味もあって、宗教を教育に注入せよとの意見
が強まり、十年に至って、学校に於て宗教情操を涵養せよ、との文部省の通達となって現れたのである。然し当時既
に大平洋の波は高く、いやが上にも国家意識をあほらねばならぬ為、宗教情操の涵養が、国家神道の色彩を徹底した
形で注入すると言ふ、まことに思ひがけない形で実行されるやうになった。勿論これは宗教情操の涵養より、国民の
団結を目的としたものではあったが、結果としてはこれによって、教育に缺けていた宗教的なものをどれほどかは満し
得て、子供達は永遠なるものを民族的な神、或ひは国家的な形に於て、掴み得たのである。⁽⁵⁾」

以上、敗戦までの公教育と宗教をめぐる構造について簡単にふれたが、この構造のもつ問題性に深く係わることな

しには、戦後改革とそれが生み出した戦後教育の歴史的意義は明らかになってこないであろう。右の短い記述の中で特に一九三五年の次官通牒について幾分、詳しく述べたのは、この「宗教的情操の涵養」の問題が戦後も未整理のまま公教育に登場しており、そこに根深い共通の問題性を見るからである。

第一章 初期占領宗教政策と教育

一 「信教の自由」と私学の宗教教育の自由化

戦後改革における教育と宗教の問題は、まず連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）によるラディカルな戦前体制の解体と、その宗教政策が私学の宗教教育、公学の教育にどのように影響を与えたかを見ることから始めなければならない。そこで最初に注目されねばならないのは信教自由の確立である。これは公教育と宗教の関係を考える場合、基本的に重要な原理である。序で述べたような戦前の国家構造と国民教育思想のもとでは、正しい意味で国民の宗教的自由はなかった。大日本帝国憲法は第二十八条で「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定し、天皇に対する「臣民タルノ義務」を信教の自由権に優先させている。「訓令十二号」が問題になった時も、私学側は憲法の規定する「信教の自由」を根拠として訓令の不当性を抗議したが、文部省側は、それは宗教に関する私的な信仰の自由であるとし、公的学校の宗教教育の自由ではないとした。これは公共的教育の形成を国民の自由な創意・自主性に委ねず、国家が一手に管理する発想であるとともに、信教の自由を天皇制国家理念から一定の制限を加える政策方針からくるものであった。こうして神社神道が国教の地位を占める中で、「信教の自由」獲得のための闘いが国民によって充分なされたとは言いがたく、戦後も事実上これが占領軍の力によって解放された経緯から、今日もその正しい自覚と実践において不徹底であり、このことが私学や公学での宗教の問題にも未だ不明瞭なものを残している原因といえる。

占領後一定期間をへて総司令部宗教課が作成した占領報告書『日本の宗教』は、信教の自由について次のように述べている。「戦後の世界についての、日本降伏前における討論で、デモクラシーそのものの基本的原理を除いては、恒久平和の世界を確立するために必要欠くべからざるものとしては、信教自由の原理ほどしばしば口にされた原理は一つもなかった。⁽⁶⁾」戦中から戦後にかけて米国で行われた初期占領政策形成の複雑な過程については措くとして、ここで重視された「信教の自由」をはじめとする精神的自由権の確立は、日本の非軍国主義化と平和的民主主義国家建設の主要な条件としてまず、「ポツダム宣言」(一九四五年七月二十六日)に謳われた。「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ。」(十項)⁽⁷⁾また占領政策の最初の指針となった「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」(九月二十二日)では「日本国民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求並ニ基本的人権特ニ信教、集会、言論及出版ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セラルベシ」と、占領の究極目的の一つにあげられ、特に「宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ対シ超国家主義的及軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ陰ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ」と、その自由の確立の緊要性、さらに国家神道の超国家主義的軍国主義的性格の排除すら示唆されている。

さらに右の「方針」は、「人種、国籍、信仰又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラルベシ」としていたが、これを受けて、総司令部が設立されるや二日後の十月四日に、日本帝国政府宛覚書「政治、民権並ニ信教ノ自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル件」⁽⁸⁾が発せられた。これは所謂「自由の指令」「人権指令」と呼ばれるもので、「政治民権並ニ信教ノ自由ニ対スル制限並ニ人種国籍、信教又ハ政見ニ基ツク差別ヲ撤廃スルタメニ」、それらの「制限ヲ確立マタハ維持スル法令」や差別を与える法令等の撤廃、それらを執行するための機関等の全廃、思想犯の即時釈放など詳細にわたって指令していた。先に挙げた総司令部の『日本の宗教』は、「この指令は、かの多数の人々を迫害した例の治安維持法および一九三九年の宗教団体法を特に指したものである」⁽¹⁰⁾と述べているが、

宗教団体法は、内容にかかわって官庁が宗教団体の設立認可権をもつなど、明らかにその監督・取締りを目的として作られたものであった。同指令はこの宗教団体法の廃止とともに、宗教的信仰の故に拘置されたすべての人の釈放を要求した。

信教の自由に関して右の指令が具体的に指摘した法律は宗教団体法だけであったが、それは「列举サレタル諸法令ニノミ限定サレズ」、信教の自由を妨げる一切の関連法令の撤廃を要求していた。またこれは直接的に教育関係法規を含んでいなかったが、当時の文部大臣前田多門は直ちに、長年、宗教系私学の自由を制限してきた「文部省訓令第十二号」の撤廃を決定した。このことは、すでに総司令部設立とともに発足していた民間情報教育局（CIE）にも相談することなく、日本政府の判断で敏速に行動に移された。即ち十月十二日の閣議決定に基づき十五日、訓令十二号に代わる文部省訓令第八号「私立学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正ニ関スル件」が公布された。

私立学校ニ於テハ自今明治三十二年文部省訓令第十二号ニ拘ラズ法令ニ定メラレタル課程ノ外ニ於テ左記條項ニ依リ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得

- 一、生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ
- 二、特定ノ宗派教派等ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行フ旨学則ニ明示スベシ
- 三、右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ⁽¹¹⁾

右の措置は信教の自由、私学の宗教教育の解放であったのみならず、訓令十二号が宗教教育を禁止することによって、私学教育の自由・自主性に重大な制限を加えるものであったことから、それは事実上、私学の自由への重要な突破口ともなった。⁽¹²⁾ この訓令が信教の自由と私学の自由の両方を解放する意義をもっていたことは、第八十九回帝国議会に際し学校教育局（十月十三日、国民教育局廃止、学校教育局設置）が十一月に用意した「予想質疑事項並答弁資料」

（国立教育研究所蔵）で、「終戦後ノ新事態ニ鑑ミマシテ信教ノ自由ヲ学校教育上ニ於キマシテモ健全ニ発達セシム

ルノ要ヲ認メ」たとしてゐるのに対して、議会で前田文相の實際の答弁（十二月四日）では、「私立ノ学校ニ関スル限リハ其ノ学校ノ自由ヲ重ンジマシテ、其ノ私立学校デ以ツテ一ツノ宗教ノ宗派ニ依ツテ教育ヲヤリタイト云フモノハ……自由ニ……致シテヨロシイ、斯ウ云フヤウニ方針ヲ變ヘタ⁽¹³⁾」と述べているところにも伺うことができる。

ところで、この訓令八号に付して国民教育局長より発せられた通牒「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正ニ関スル件」では、私立学校に關し右のように改正されたことを述べた後、「追テ宗教的情操ノ涵養ニ付テハ昭和十年十一月二十八日發普第一六〇号文部次官通牒ニ抛ラシメラレ度」とつけ加え、宗派教育を行なう私立学校以外のすべての公・私学では一九三五年の次官通牒により従来通り宗教的情操の涵養が行われることが確認された。⁽¹⁴⁾ 次節に述べるように、敗戦後の国家的危機の中で一層「宗教的情操の涵養」が求められ、戦前の次官通牒の趣旨は当分そのまま戦後社会の中で生き続けることになるのである。

CIEによって用意された最初の教育指令は、十月二十二日に発せられた覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策⁽¹⁵⁾」であった。これは占領軍による教育改革の基本指令で、その方針を、「軍国主義的及極端ナル国家主義的イデオロギ一ノ普及ヲ禁止」し「軍事教育」を廃止する一方で、「議會政治、國際平和、個人ノ權威ノ思想及集会、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人權ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及実践ノ確立ヲ奨励スルコト」であると規定していた。このようにCIEは戦時教育体制の清算を目指すとともに、積極的な教育民主化を文部省に指示することになったが、その中で信教自由のための教育や実践の確立が一つの重要な目的となり、信教による差別待遇の是正や、宗教に関する自由討議が許容されるべきことなどが強く求められた。それは当然、私学における宗教教育の自由を完全に確保することであり、特に戦時中、不当な干渉や圧迫を受けたキリスト教系学校に關心が向けられた。こうした総司令部の政策方針に則り十月二十四日、民間諜報局（Civil Intelligence Section）の作成になる指令「信教ノ自由侵害ノ件⁽¹⁶⁾」が発せられた。これは「外国ノキリスト教徒ニ依ツテ創設セラレ且維持セラレツツアリシ教育機關ノ職員ガソノ關係スル

教育機関ヲ軍国主義化セン為ニマタ極端ニ国家主義化セン為ニ言語道断ニモ之ヲ完全ニ解体セシメルニ至ツタ、カカ
ル赦シ難キ彼等ノ行為ニ対シテ連合軍司令部ハ今日マデ注意ヲ向ケツツアリタリ」として、「立教学院（立教大学
並ニ立教中学）ニ関スル事件ヲカカル無法ナル信教ノ自由ノ侵害、不当ナル蛮的行為ノ一特例トシテ」その事実と幹
部の名前を挙げて、具体的な処置を日本帝国政府に指示している。それは続けて全国の他のミッション・スクールに
についても同様の調査を指令し、十一月十五日までに詳細な報告を総司令部に提出するよう求めた。ここで注意すべき
は立教の件に関連して本指令が「終戦以来大学幹部モ文部省モコノ信教ノ自由及ビ精神上ノ権利ノ侵害ヲ是正スベキ
何等ノ処置ヲ講ジタル事実ナシ」と断言している点である。訓令八号により私学の宗教教育を認めたとはいえ、戦後
も変わらず「国体護持」の方針を貫いていた政府のもとで、敗戦後ただちに、旧来の教育のゆがみを根本的に是正すべ
く自主的に行動を起したキリスト教系学校は、立教に限らず殆どなかったのである。⁽¹⁷⁾

さて右の指令による調査を踏まえ、文部省は学校教育局長の名で十一月十四日、地方長官、キリスト教関係学校長
宛、「基督教関係諸学校ニ関スル件」⁽¹⁸⁾なる通牒を發した。これは「首題ノ件ニ関シ今般連合軍最高司令部ノ指令ニ基
キ調査シタル処此ノ種学校ガ過去ニ於テ行過ギタル干渉乃至ハ不当ノ圧迫ヲ被リタル事実見受ケラルル処将来基督教
ヲ含ムアラユル宗教団体ニ依リ経営セラレ又ハ特定ノ宗教ニ基ク教育ヲ為スコトヲ標榜スル教育施設ノ取扱方ニ関シ
テハ一段ト慎重ヲ期セラレ度」として、「一 此ノ種ノ学校ニ対シ適正妥当ナル取扱ヲ為シ更ニ健全ナル発達ヲ遂ゲ
各其ノ特色ヲ十分發揮スル様配慮スルコト」ほか、過去の行過ぎた干渉や不当な圧迫の速かな是正、またそのために
諸学校が被った物的損害の能う限りの原状回復を指示している。ここでそれらの事実⁽¹⁹⁾に責を負う者の処置について言
及がないのは、先の教育改革に関する基本指令に引き続いて、CIEの第二指令「教員及教育関係官ノ調査、除外、
認可ニ関スル件」（十月三十日）がすでに發せられ、文部省によって広く、「軍国主義的、極端ナル国家主義的諸影響
ヲ払拭スル為」の、教育関係者の適格審査、追放の下準備がなされていたからである。また右の通牒に関して注目さ

れるべきは、首題が「基督教関係諸学校ニ関スル件」となっているにも拘らず、キリスト教関係学校だけを対象とするのではなく、特定の宗教に基づく教育を標榜するすべての私立学校について、それらが各々その特色を十分發揮するよう関係官庁の配慮を求めている点で、戦後の私学教育あるいは私学の宗教教育の自由化にとって、訓令八号とともに重要な意味をもつものであったといえる。ウッダード（CIE宗教課）によれば神道指令が出るまで、学校における宗教の問題について、SCAP指令に基づき文部省がとった措置は、訓令八号とこの通牒の二つであった。⁽¹⁹⁾ CIEは翌年三月来日した米国教育使節団のために Education in Japan を用意したが、そこでSCAPが教育民主化のために実施した施策の一つとして「宗教教育の自由」を挙げているのは、これらの措置を指すものである。

戦前の「訓令十二号」が主としてキリスト教学校の発展を阻止しようとしたものであったこと、また特に戦時中、キリスト教が敵国宗教として不当な圧迫を受けたことは一般に知られている。そうした事情から「信教の自由」に関する初期の占領施策が、多分にキリスト教の解放に向けられ、またマッカーサーを始めとする米国の占領関係者の多くがキリスト教的バックグラウンドをもっていたことも、占領政策がキリスト教に好意的であるとの印象を与えるに充分であった。先の「信教ノ自由侵害ノ件」は、戦時下におけるキリスト教系学校の妥協と偏向の摘発であったから、むしろ同学校関係者はアメリカ側の厳しい対応に不安を持ったのであったが、客観的には占領政策が、過去の状況に比べキリスト教界全般にとって有利に働いたことは間違いない。しかしやがて戦後改革が軍国主義体制下から緊急に信教の自由を救い出す段階から、更にこれを将来にわたって保障する体制の確立、つまり「神道指令」から「憲法改正」によって「政教分離」原則を確立する段階に至って、キリスト教も占領政策の中で相対化され、他宗教と同様の地平に位置づけられてゆくのである。⁽²⁰⁾ なお総司令部の宗教課自身、「占領は日本の宗教界にどんな影響を与えたか」との自己評価において、「信教の自由の確立」「宗教と国家の分離」「軍国主義および極端な国家主義の排除」「基督教伝道団体の問題」の四点を挙げ、占領がキリスト教伝道に有利に働いたことを認めている。⁽²¹⁾

二 「神道指令」と「政教分離」

信教の自由、公教育と宗教の問題に関して、初期のCIE教育指令で最も重要なのは、十二月十五日に発せられた第三指令「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」⁽²²⁾、いわゆる「神道指令」である。これは第一指令「日本教育制度ニ対スル管理政策」に示されていた教育内容の抜本的改変を、単に軍事教育の排除にとどまらず、日本近代教育の本質に迫ってラディカルに行おうとする指令であった。即ち、軍国主義・超国家主義を根本的に否定して平和的・民主的教育に道を開くためには、国民教育における国家神道すなわち宗教的天皇制イデオロギーと、これを支える組織・制度に大胆にメスを入れることが必要であった。その意味で、旧教育の根本構造に切り込む「神道指令」は、公教育と宗教の關係に直接かわるものであり、戦後教育における宗教の位置づけに明確な方向を与えるものであった。

「神道指令」は事柄の性質上、慎重を要するものであって、他の教育指令と異なり、CIEが「初期ノ対日方針」に基づいて自主的に準備したのでなく、アメリカ政府の直接の指示をうけて作成された。それは当時まだ「国体護持」に固執し、そのために天皇制と国家神道、教育勅語等の保全を願っていた日本政府にとって決定的打撃となるものであった。起草したのは後の宗教課長であり、占領宗教政策に終始重要な役割を果たしたW・K・パンスで、これに側面から協力したのが東京大学宗教学助教授岸本英夫である。米内務省から指示を受けたのが十月十三日で、その後七週間起草に全力が傾けられたが、事柄が国家体制と教育理念の根幹にふれるものであったため作成に手間どり、いよ指令が発せられたのは十二月十五日であった⁽²³⁾。その趣旨は国家と神道の分離、公教育から神道的要素を除去することによって「軍国主義乃至過激なる国家主義イデオロギー」を完全に排除し、合わせて神道のみならず、あらゆる宗教と国家の分離を確立して信教の自由をより確かなものにするのであった。しかもそれは国家神道にもとづいた天皇の神格的權威を實質的に否定し、教育勅語による天皇制臣民教育理念を根底から解体させる意味をもっていた⁽²⁴⁾。

この過程で政府は「国体護持」の方針を断念せざるをえず、翌年の元旦、天皇の「人間宣言」が発表されるのである。教育勅語を無効とするにはまだ時間を要したが、その効力は實際上この時点から失われてゆくことになる。

同指令の内容を簡単に見ておくと、それは二つの部分に分かれ、まず前半で、これまでの体制や戦争と深くかかわってきた神道を、徹底して国家から分離することを要求している。

国家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ（直接的或ハ間接的）強制ヨリ日本国民ヲ解放スル為ニ戦争犯罪、敗北、苦悩、困窮及び現在ノ悲惨ナル状態ヲ招来セル「イデオロギー」ニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本国民ノ経済的負担ヲ取り除ク為ニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ侵略戦争へ誘導スルタメニ意図サレタ軍国主義的並ニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル為ニ再教育ニ依ツテ国民生活ヲ更新シ永久ノ平和及び民主主義ノ理想ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ実現セシムル計画ニ対シテ日本国民ヲ援助スル為ニ茲ニ左ノ指令ヲ発ス

最初にこのように述べ、まず「(イ)日本政府、都道府県庁、市町村或ハ官公吏、属官、雇員等ニシテ公的資格ニ於テ神道ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ヲナスコトヲ禁止スル而シテカカル行為ノ即刻ノ停止ヲ命ズル」として、以下十二項目にわたって国家と神道の分離について詳細な規定をしている。ここで、神道及び神社に対し財政的援助をはじめとする、あらゆる公的要素の導入が禁止されるのであるが、特に公的教育機関についても分離を明確にしている。その場合、対象は「全面的ニ或ハ部分的ニ公ノ財源ニ依ツテ維持セラレ居ル凡テノ教育機関」とされた。従って「神道ノ調査研究並ニ弘布ヲ目的トスル或ハ神官養成ヲ目的トスル私立ノ教育機関ハ之ヲ認メル」が、「併シ如何ナル場合ト雖モ公ノ財源ヨリ支援ヲ受クベカラザルコト」とされた。後半で述べられたように本指令はひとり神道だけを対象とするものでなく、政教分離の一般原則の確立をめざすものであったから、このことは、神道を弘布・研究する私立学校だけでなく、その他の宗教の弘布・研究を目的とする私学にも、公の財産を支出できないことを意味する。このように初期の占領政策において公・私機関の別は極めて明瞭であり、私的機関は公の監督や制限から自由である一

方、公の支援を受けてはならなかった。右のような厳格な国家と神道の分離に関連して、この指令全体を貫く主張は「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的イデオロギー」の排除であり、これは神道に限らず、あらゆる宗教・信条において、また公の機関だけでなく、すべての私立機関、私人に対して求められる第一原則であった。

「神道指令」は後半において次のように述べて、前半で指示する国家と神道の分離が、実は国家と宗教一般の分離を目ざすものであり、それによって信教の自由の確立を目的とするものであることを明らかにする。

二(イ) 本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコトヲ防止シ、正確ニ同ジ機会ト保護ヲ与ヘラレル権利ヲ有スルアラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル、本指令ハ嘗ニ神道ニ対シテノミナラズアラユル宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学ノ信奉者ニ対シテモ政府ト特殊ノ関係ヲ持ツコトヲ禁ジマタ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的「イデオロギー」ノ宣伝、弘布ヲ禁ズルモノデアル

これとともに、すでに十月四日に発せられた基本指令「政治的、社会的並ニ宗教的自由束縛ノ解放」による、完全なる宗教的自由の保証を改めて確認した上で、従来からの「宗派神道或ハ教派神道」はもちろんのこと、これまでの「国家神道或ハ神社神道」も、「国家カラ分離セラレ、ソノ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的要素ヲ剝奪セラレタル後ハ若シソノ信奉者が望ム場合ニハ一宗教トシテ認メラレ……ソレガ事実日本人個人ノ宗教ナリ或ハ哲学ナリデアアルリニ於テ他ノ宗教同様ノ保護ヲ許容セラレル」としている。また「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的イデオロギー」とは、神話的根拠に基づき日本の他国民に対する優越性を主張する主義をはじめとして、「日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ来リ出サシメ或ハ他国民ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラシメルガ如キ主義」と規定している。こうして国家神道は否定され、翌年一月一日の詔書において天皇自ら所謂「人間宣言」によって「天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念」を否定したのである。⁽²⁵⁾

国家神道の呪縛からの国民全体の解放は、すでに実質化されつつあった信教の自由をより確かなものにし、十二月二十八日には「信教自由ノ保全ヲ図ル為」に、宗教団体が廃止された代わりに「宗教法人令」が公布された。また十二月三十一日にはCIEの第四指令「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」⁽²⁶⁾が発せられた。これは「昭和二十年十二月十五日附指令第三号国家神道及び教義ニ対スル政府ノ保障ト支援ノ撤廃ニ関スル民間情報教育部ノ基本的指令ニ基キ且日本政府ガ軍国主義的及び極端ナ国家主義的觀念ヲ或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込ンデ生徒ニ課シカカル觀念ヲ生徒ノ頭腦ニ植込マンガ為メニ教育ヲ利用セルニ鑑ミ」⁽²⁷⁾て、最も関係の深かった修身、日本歴史および地理の課程の停止を命令したものである。このほか神道指令を徹底実施するため一連の通牒が発せられ、国家およびその他の公共団体と神道の係わりは次第に断ち切られて行ったが、学校教育からこれを完全に取除くには時間がかかった。それは文部当局者自身が公教育のこれまでの精神的基盤を失うことを恐れていたからであり、当面は明らかな軍国主義的国体觀念の宣伝や儀式等の神道的色彩を除去するにとどまった。米國教育使節団の勧告などによって御眞影奉安殿が撤去され（一九四六年六月）、極東委員会の教育改革指令などが働いて宮城揺拝、天皇陛下万歳などが禁止されたのは、一九四七年も半ばになってからであり、教育勅語の完全廃止は更にその一年後であった。⁽²⁸⁾しかし直接的に神道教義を教える皇學教育機関の場合は、「神道指令」によって存廢の運命が決められた。⁽²⁹⁾官立の神宮皇學館大学は当然廢校となり、後に一九六二年（昭和三十七）私立の皇學館大学として再興した。国立大学の神道學講座は自主的に廢止された。一方、私立の國學院大学は經營母体の皇典講究所から獨立することで存続した。皇典講究所は解散し宗教法人神社本庁として再生した。國學院大学も幹部の追放など打撃をうけたが、それは私學に許される神道研究やその教育が対象になったのではなく、キリスト教系の立教學院ほか一般教職追放と同様、その教育により軍國主義・超國家主義に協力したという理由によるものであった。

「神道指令」が要求する政教分離原則の公教育への實際的適用については、デリケートな問題がからんで實現が簡

単でなかったことは述べたが、その対応はCIEにとっても決して容易なものではなかった。その適用方針は、翌一九四六年二月二十七日宗教課バンス課長より、ダイクCIE局長に宛てた政策提案の覚書によって凡そのことを知ることが出来る。「公立学校における宗教の位置に関する政策声明試案⁽³²⁾」と題されるもので、公表されたものではないが、CIEの初期の指導はほぼこの方針に依っていたと思われる。

一、国家の支援する公立学校制度における宗教の位置については、次の政策に依ることが勧告される。

a、公立学校においては宗教教義の提示、討議、普及、宣伝は禁止される。

(1)「宗教教義」なる用語は、すべての宗教または宗教団体に固有の教え及び信条を指していう。

(2)この禁止は、次の各項の提示については許可するものと解釈される。

(a)すべての宗教に共通する道徳原理

(b)宗教史上の事実

(c)宗教人の伝記的事実

(3)この禁止は、公立大学、専門学校および師範学校における客観的な比較宗教学の講義を妨げない。

b、公立学校における宗教的儀式、式典、礼拝、活動は禁止される。

この覚書には一の部分に「公立学校でなくて公けの助成金を受ける学校についてはどうなるか」というバンス自身のコメントがつけられ、また覚書の終りの部分で、ポーターラインのケースもあるが、あまり厳格な基準は事柄を不毛にするとのコメント、そして「b項が我々の目的にとって極めて重要である」「これらは単なる提案にすぎない」といった署名入りのコメントがつけられている。このことから分かるように、私学が公費助成をうける場合、宗教の扱いはどうなるのか疑問が残っていたし、CIEの当面の関心が、公立学校から国家神道・天皇崇拜を中心とした宗教的儀式を取り除くことに向けられており、文部省が戦前から可としてきた「宗教的情操の涵養」は、特に排除の対象

となっていない。軍国主義、超国家主義を除いた後、学校教育と宗教の関係が信教自由、政教分離原則にからんで真に問題となってくるのは、新憲法制定後、教育基本法の審議以降である。

第二章 宗教教育をめぐる新旧理念の併存

一 国民道義の昂揚と宗教教化への期待

右のような占領政策のもとで信教や私学における宗教教育の自由化が進められる一方で、日本側文教関係者の中には、なお国体護持を前提に天皇制教育の完全廃止に抵抗を示す者、また教育理念の動揺を危惧して「宗教的情操の涵養」に期待をかける人々がいた。そうした姿勢は戦前教育への評価、わけても公教育と宗教の関係についての認識と密接に関連していた。この根強い意識に注目するため、本節では占領前の敗戦直後の時点に溯って日本側独自の戦後対策にふれ、またやがて、戦後改革の進展過程で次第に自覚されてくる、宗教教育に対する新しい認識について、改正憲法の審議に至る戦後約一年の期間を中心に検討してみたい。くり返すまでもなくGHQ/SCAPの宗教をめぐる主な関心は、まず信教の自由を確立し、またそれを制度的に保障する政教分離を広く実現し、さらに宗教と結びついた軍国主義・超国家主義的イデオロギーを排除して、平和主義・民主主義国家への地均しをすることであった。しかるに日本側の敗戦直後の宗教に対する関心のもちかたは、信教の自由の確立と宗教の国家からの分離・解放というより、戦前・戦中を通じて国家が常に宗教に期待したように、国策に協力し宗教によって民心を収攬させ、国家護持に役立てることであった。そしてこのような宗教に対する基本姿勢は、学校における「宗教情操教育」の考え方にも強く反映していた。

八月十五日文部省は終戦の詔書を受けて、管長・教団統理者あて訓令第六号「聖旨奉体方ニ関スル件⁽³³⁾」を発した。それは(イ)日本再建宗教教化実践要綱と(ロ)宗教常会運営要項から成り、前者において「国民悉ク敗戦ノ由ツテ来ル所ヲ

深く反省シ懺悔スルト共ニ」「道義ニ徹シ忍辱精進」して「我が国未曾有ノ非局ヲ克服シ光明日本ヲ建設シテ世界平和ノ確立ニ寄与センガ為ニハ」「宗教教化ノ力ニ俟ツ所極メテ大ナルモノアル」とその趣旨を述べ、宗教教化の實際に当たっては、(一)「聖旨を体して「国体護持ノ信念ニ確住スルコト」(二)「挙国一致、萬邦諧和」(三)「報恩感謝」「忍苦耐乏」などの教化目標を示している。同要綱はさらに具体的に「学徒及一般青少年ニ対シ宗教的情操ヲ涵養シ求道心ヲ啓培スルモノトス」「宗教ニ依ル各国トノ連絡提携ヲ緊密ニシ国際親善ノ促進ニ寄与スルモノトス」などの実施要領、留意事項を掲げて教化目標の実現を図っている。(四)「宗教常会運営要項は同様に右の目標のため「国民ノ宗教的信念、情操ノ啓培」をなす目的をもって全国の宗教常会運動の活発化とその運営方針を指示したものである。宗教界を国民教化に動員して国体護持に協力させる方法は明治以来の国家の常套手段であったが、特に戦時中には文部省に宗教教化方策委員会が設置され（一九四四年一月二十七日）宗教教化活動の促進が図られ、この関係が一段と強化されていた。右のような「日本再建宗教教化実践要綱」等は「萬邦諧和」という「ポツダム宣言」受諾に伴う新たな目的が加わっているものの、国家と宗教の関係や、これへの期待の質など、実質的に戦前以来のそれらと何ら変わるものでなかった。

さて一ヶ月後の九月十五日文部省は前田多門新文部大臣のもと、戦後教育の最初の統一的指針として「新日本建設ノ教育方針」⁽³⁴⁾を公表した。これは占領政策の始まる前の日本独自の戦後教育への取り組みを示すものとして注目されるものであるが、敗戦直後の自覚を一步すすめて、国体護持とともに教育の非軍事化、平和国家建設のための教育の具体的方針を提示していた。まず終戦詔書の趣旨を体して「世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設」を目ざすことに教育の根基を据え、その上に「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スル

モノタラシメン」と基本方針を示している。これに則り、戦時学校教育に対する具体的措置を述べた後、科学教育、社会教育、青少年団体、宗教、体育についてそれぞれ新方針を提示している。「宗教」の項では「国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ神仏ヲ崇メ独リ慎シムノ精神ヲ体得セシメテ道義新日本ノ建設ニ資スルト共ニ宗教ニ依ル国際的親善ヲ促進シテ世界ノ平和ニ寄与セシメ」ることを求め、そのため各教宗派教団がそれぞれの特色を活かしつつ互に連絡提携して我国宗教の真面目を発揮するよう、近く管長・教団統理者協議会及び宗務長会議を開催して趣旨の徹底を図るとしている。これは学校の宗教教育ではなく一般宗教界の活動に期待するものであるが、先の「日本再建宗教教化実践要綱」と同様、道義新日本の建設と世界平和への寄与が政府から要請されている点は、戦前以来の関係、つまり天皇制国家に従属せしめられた諸宗の位置づけからくるものであった。そして予告されたように、四日後の九月十九日には早速、文部省において教宗派管長・教団統理者会議が開催され、これに続いて各宗教団体の代表者は首相官邸に招かれ、平和日本の建設、国民道義の昂揚のため協力を求める訓示がなされた。なお同教育方針が宗教のほか科学教育について特にふれているのは、戦争末期から「道義の頹廢」とともに指摘されてきた「科学力の遅れ」に応えたものである。敗戦色が濃くなるとともに教育勅語的臣民道德教育は威力を失ってゆき、また敗戦により日本人の合理的思考の欠如が強く自覚されるに至った。そこで従来の道德教育に代わるべき宗教教育とともに、科学教育・科学的教養が、この時期から特に強調されることになるのである。⁽³⁵⁾

前節に見たように十月以降次々に占領政策が実施され、教育についても新しい民主主義的理念の概容が次第に明らかになってきた。文部省でもこれに対応し宗教系私学に対する差別待遇を是正して宗教教育の自由を与え、その特色を充分發揮するよう奨励した。一方、その他の公・私立学校に対しては一九三五年以来の「宗教的情操の涵養」をもって臨み、また学校以外の一般国民教育に対しては、右に述べたように宗教界の努力による「宗教的情操の涵養」が期待された。しかし敗戦の混乱の中で、なお宗教教化に対する積極策を求める声は強く、例えば第八十九回臨時帝国

議会において田中館愛橘は（十二月四日貴族院）、正しい信念を養うことが教育上最も大切であるとした上で、そのために正しい宗教の自由は保障されねばならないが、淫祠邪教は排除されるべきだと述べた。これに対して前田文相は、それは宗教の自由と微妙な関係をもつので、直接刑法にふれるものは警察にまかせ、文部当局としては「科学的ナモノノ考へ方」を普及することによってこれを防ぎたいと答えている⁽³⁶⁾。また同日水野甚次郎が思想混乱に対し「文部大臣ハ宗教団体ヲ大動員シテ、国民ニ対シテ之ノ思想ノ建直シ、思想ノ堅実化ヲ御教ヘニナル要」はないかと質問したのに対し、前田は、すでに総理大臣官邸に各宗教団体代表者を集め、総理からの訓示、文部大臣の希望を述べて全国の宗教家の奮起を求めたこと、この方針は今の内閣でも熱心に踏襲していると答えている⁽³⁷⁾。さらに中山太一は、これまでの日本の誤った教育の原因は、「宗教ヲ無視シ、科学ヲ輕視シ」たことにある、特に「宗教ニ対シテ教育上無關心デアツタコトガ、色々ノ立場ニ於テ破壊シ、又非人道的ナ行為ガ各方面ニ於テ繰返シ行ハレタ大ナル原因デアル」といい、「人間ハ宗教ニ依ツテコソ……人格ハ高メラレ」「茲ニ民主主義、茲ニ自由人トシテノ真ノ自由ヲ与ヘラレル」と述べ、文部大臣に、従来の態度を改め「進ンデ之ニ将来普及スル施策ヲ講ゼラルベキデアル」と求めている。これに対し文相は、「宗教ヲ尊重」「科学ヲ重大視」することは極めて必要で、教育の再建において此等に十分重きを置いて行きたいと述べ、宗教について、すでに訓令八号によって「文部省ノ鉄則」と云われた、公教育の宗教教育禁止を一部解き、私立学校ではこれを行いうるようにしたことを説明している⁽³⁸⁾。衆議院では十二月十七日「現下ノ道義頽廢ノ深憂ニ堪ヘサル現実ニ鑑ミ国民道義ノ昂揚ヲ図ル為」「社会教育ノ強化拡充ニ関スル建議」を採択し、「一、学校教育ノ社会教育ヘノ進展」「二、町内会、部落会、隣組等ノ刷新強化」と並んで、「二、宗教家ノ社会教育強化ヘノ活動協力」を決議している⁽³⁹⁾。

既述のように十二月十五日には「神道指令」が発せられ、学校教育についても「政教分離」が進められることになった。また、その数日後十二月十九日、CIEはそれまでの一連の施策をふまえて、新教育の理念と方法を示す、教

師用の指針書を編集するよう文部省に指示した。これが翌年五月以降に発行される『新教育指針』である。さらに戦後教育改革の新たな段階として同三月には米國教育使節團を迎えるが、そうした「神道指令」後の動きの中でも、新教育の基礎として宗教的情操の涵養を重要だと考えていた日本側関係者の意識を反映し、使節團に協力するため組織された日本側委員会の意見書（一九四六年四月上旬提出）でも、新しく求められる教育の「詔書」の主調として、まず「一、人間性（個の完成と相互尊重、寛容協和のこころ、宗教的情操等々）」⁽⁴⁰⁾が掲げられている。（未完）

(1) 田中耕太郎『教育基本法の理論』（一九六一年、有斐閣）五七八頁。

(2) 一九三五年十一月二十八日、文部次官通牒、「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」『近代日本教育制度史料』（講談社）第六卷、三六六―七頁。

明治三十二年文部省訓令第十二号ハ当該学校ニ於テ特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シテ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ然ルニ從來之ガ運用ニ関シ往々其ノ適正ヲ缺キ為ニ教育上遺憾ノ點無シトセザルヲ以テ今般此等学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関シ留意スベキ要項ヲ左ノ通定メタリ依テ学校当事者ニ対シ篤ト其ノ趣旨ヲ示達シ以テ遺憾無キヲ期セラレ度此段依命通牒ス

記

一、宗教的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ間ニ行ハルト共ニ宗教団体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス

二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗教的教育ニ対シ左ノ態度ヲ保持スベキモノトス

1、家庭及社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損フコトナク生徒ノ内心ヨリ發現スル宗教的欲求ニ留意シ苟モ之ヲ輕視シ又ハ侮蔑スルガ如キコトナカラシムベシ

2、正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苟モ公序良俗ヲ害フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニカムベシ

三、学校ニ於テ宗教的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為ニ学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内

容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ

宗教的情操ノ涵養ニ関シ学校教育上特ニ留意スベキ事項大凡左ノ如シ

- 1、修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的方面ニ留意スベシ
- 2、哲学ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ関スル理解ヲ深メ宗教的情操ノ涵養ニ意ヲ用フベシ
- 3、国史ニ於テハ宗教ノ国民文化ニ及ボシタル影響、偉人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取扱ニ留意スベシ

4、其他ノ教材ニ於テモ其ノ教材ノ性質ニ応ジ適宜宗教的方面ニ注意スベシ

5、宗教ニ関スル適當ナル参考図書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ資セシムルモ亦一方法タルベシ

6、追弔会、理科祭、遠足、旅行等ニ際シテハ之ヲ利用シテ宗教的情操ノ涵養ニ資スベシ

7、授業ニ差支無キ限り適當ノ機会ニ於テ高德ナル宗教家等ノ修養談ヲ聴カシムルモ亦一方法タルベシ

8、校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機関ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ寛容ノ態度ヲ保持セシムベシ

9、以上各項ノ実施ニ際シテ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ

(3) 田中、前掲書、五七八〜九頁。

(4) 戦前の「宗教教育」「宗教的情操教育」については鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教―大正〜昭和期を中心として―」伊藤彌彦編『日本近代教育史再考』（一九八六年、昭和堂）参照。

(5) 岸本英夫講演「現下と学校教育の宗教をめぐる諸問題」『宗教通信』（日本宗教連盟）一九四七年十二月一日。

(6) 総司令部民間情報教育部宗教文化資料課編著、文部省宗教研究会翻訳『日本の宗教』（一九四八年十一月、国民教育普及会）二〇四頁。

(7) 鈴木英一編『資料教育基本法30年』（一九七八年、学陽書房）三二頁。

(8) 同書、三二、三五頁。

(9) 『近代日本教育制度史料』第十六卷、五三八〜五四〇頁。

(10) GHQ宗教文化資料課、前掲書、二〇六頁。

(11) 『近代日本教育制度史料』第二十六卷、四一三頁。なお、この訓令の原案は国民教育局長田中耕太郎の直接の指示を受け、

- 文部事務官であった相良惟一氏が作成したという。相良惟一「建学の精神と私学教育——宗教教育」『学校経営』第二十一卷第八号（一九七一年七月、第一法規）九二頁。
- (12) 「私学の解放は、『私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件』によって、まず……キリスト教主義私学での宗教教育の自由によってスタートした。……宗教教育および儀式が私学のなかで行なわれることが認められたのは、すくなくとも私学の独自性を窒息せしめた戦前の『私立学校令』からの解放を意味した。宗教教育はたしかに私学の独自性を示す一つのメルクマールであることはまちがいない。」大沢勝『日本の私立大学』（一九八一年、青木書店）一三五頁。
- (13) 『近代日本教育制度史料』第三十一卷、三六五頁。
- (14) 同書、第二十六卷、四一四頁。
- (15) 『資料教育基本法30年』三八頁。
- (16) 『近代日本教育制度史料』第二十九卷、三二一～六頁。
- (17) その一例として、戦後もしばらくキリスト教系学校の多くが、学則に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ……」と掲げていた。土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』（一九八〇年、新教出版社）四二五～七頁参照。
- (18) 『近代日本教育制度史料』第二十六卷、四一四頁。
- (19) William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945—1952 and Japanese Religions*, (1972, Leiden, E. J. Brill) p. 106.
- (20) Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan*, (1983, Meisei Univ. Press) p. 281～2.
- (21) GHQ宗教文化資料課『日本の宗教』二〇一～三三頁。
- (22) 『資料教育基本法30年』四〇～三頁。
- (23) 「神道指令」成立の経緯については次を参照。鈴木英一『日本占領と教育改革』（一九八三年、勁草書房）七一～九頁。岸本英夫『戦後の宗教と社会』（一九七六年、溪声社）五七～八七頁。同指令において、公文書における国家神道的、軍国主義的諸用語の使用が禁止されたが、最後の段階で、岸本の助言により、教育勅語の基調にある「国体」の語は禁止対象からはずされた。
- (24) トレーナー（CIE教育課）は、この神道指令は学校教育内容に直接影響をもつ最も重要な最初の措置で、これによって占領教育政策全体の意味が明らかになったと述べている。J. C. Trainor, op. cit., p. 282.

- (25) 『資料教育基本法30年』六三頁。「人間宣言」の草案は、十二月上旬から、CIEと日本側関係者の間で、別途、準備された。
- (26) 同書、四四頁。
- (27) 地理については翌年六月二十九日、日本歴史は同十月十二日付覚書によって再開が許可されたが、修身は復活せず、このことが後に見るような宗教情操教育強化の声にも結びついている。
- (28) 敗戦直後から前田多門、安倍能成の両文部大臣は教育勅語擁護を唱え、次の文相田中耕太郎も強力な擁護論者であった。CIEの働きかけで、まず勅語朗読が禁止されたのは一九四六年十月である（「勅語および詔書等の取扱いについて」）。
- (29) 『神道指令と戦後の神道』（一九七一年、神社新報社）七九～八四頁参照。
- (30) 一八八二年（明治十五）伊勢神宮に付設された神宮皇学館が、一九〇三年（同三十六）内務省所轄の官立学校となり、ついで一九四〇年（昭和十五）文部省所轄の神宮皇学館大学となる。
- (31) 皇典講究所（一八八二年設立）によって一八九〇年（明治二十三）国学院設立。一九〇四年（同三十七）専門学校令による国学院大学となり、一九二〇年（大正九）大学として認可される。
- (32) W. P. Woodard, op. cit., p. 302. 日本文は鈴木美南子訳。
- (33) 『近代日本教育制度史料』第二十九卷、二七～三〇頁。
- (34) 『資料教育基本法30年』五四～六頁。
- (35) 山住正己「科学教育と道徳教育との重視」山住・堀尾輝久『教育理念』（戦後日本の教育改革2、一九七六年、東京大学出版会）九五～一〇九頁参照。
- (36) 『近代日本教育制度史料』第三十一卷、三四八～九頁、三五七～八頁。
- (37) 同書、三六一～三頁。
- (38) 同書、三六三～五頁。
- (39) 同書、三七〇頁。
- (40) 『資料日本現代教育史I』（一九七九年、三省堂）三三三頁。